

補助対象団体	補助対象経費	補助金の額
あぶくま川水系角田地区土地改良区	施設運営に係る令和7年4月分から令和7年10月分までの電気料金の合算額から、令和3年4月分から令和3年10月分までの電気料金の合算額を差し引いた額とする。ただし、国、県又は市が実施する補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。	補助対象経費の2分の1以内の額
揚水組合	施設運営に係る令和7年4月分から令和7年10月分までの電気料金の合算額	補助対象経費の100分の5以内の額